

## 議案第 81 号

### 杉並区立ドッグラン広場条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区立ドッグラン広場条例

(設置)

第 1 条 犬を自由に運動させる場を提供し、並びに犬の適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、人と動物の共生する地域社会の実現に資するため、杉並区立ドッグラン広場（以下「ドッグラン広場」という。）を杉並区松ノ木一丁目 1 番 4 号に設置する。

(使用することができる者)

第 2 条 ドッグラン広場を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則で定めるところにより区長から使用の登録を受けた犬を所有し、又は管理する者
- (2) その他区長が特に必要と認めた者

(休場日及び開場時間)

第 3 条 ドッグラン広場の休場日及び開場時間は、規則で定める。

(使用の手続等)

第 4 条 第 2 条第 1 号に掲げる者は、規則で定めるところにより、ドッグラン広場を使用することができる。

- 2 第 2 条第 2 号に掲げる者がドッグラン広場を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
- 3 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 2 項の承認を与えないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 第 1 条の目的を達成するについて、不適當であるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 ドッグラン広場の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第2項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりドッグラン広場の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(特別の設備)

第8条 ドッグラン広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、特別の設備をしようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき又は第7条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちにドッグラン広場を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、ドッグラン広場に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

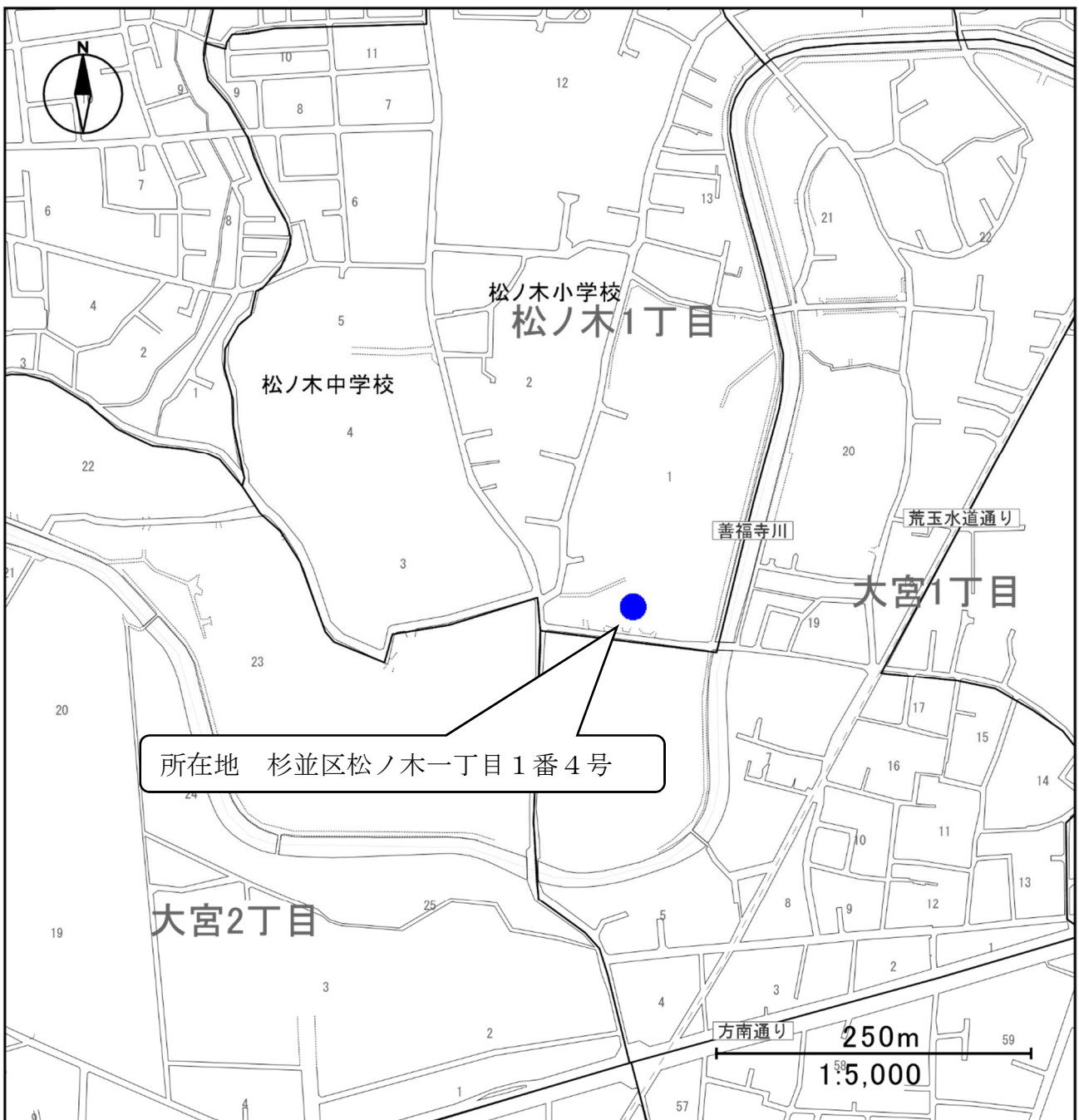
2 ドッグラン広場の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても第4条から第8条までの規定の例により行うことができる。

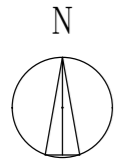
(提案理由)

ドッグラン広場の設置に伴い、その名称及び位置等を定める必要がある。

案内図

杉並区立ドッグラン広場

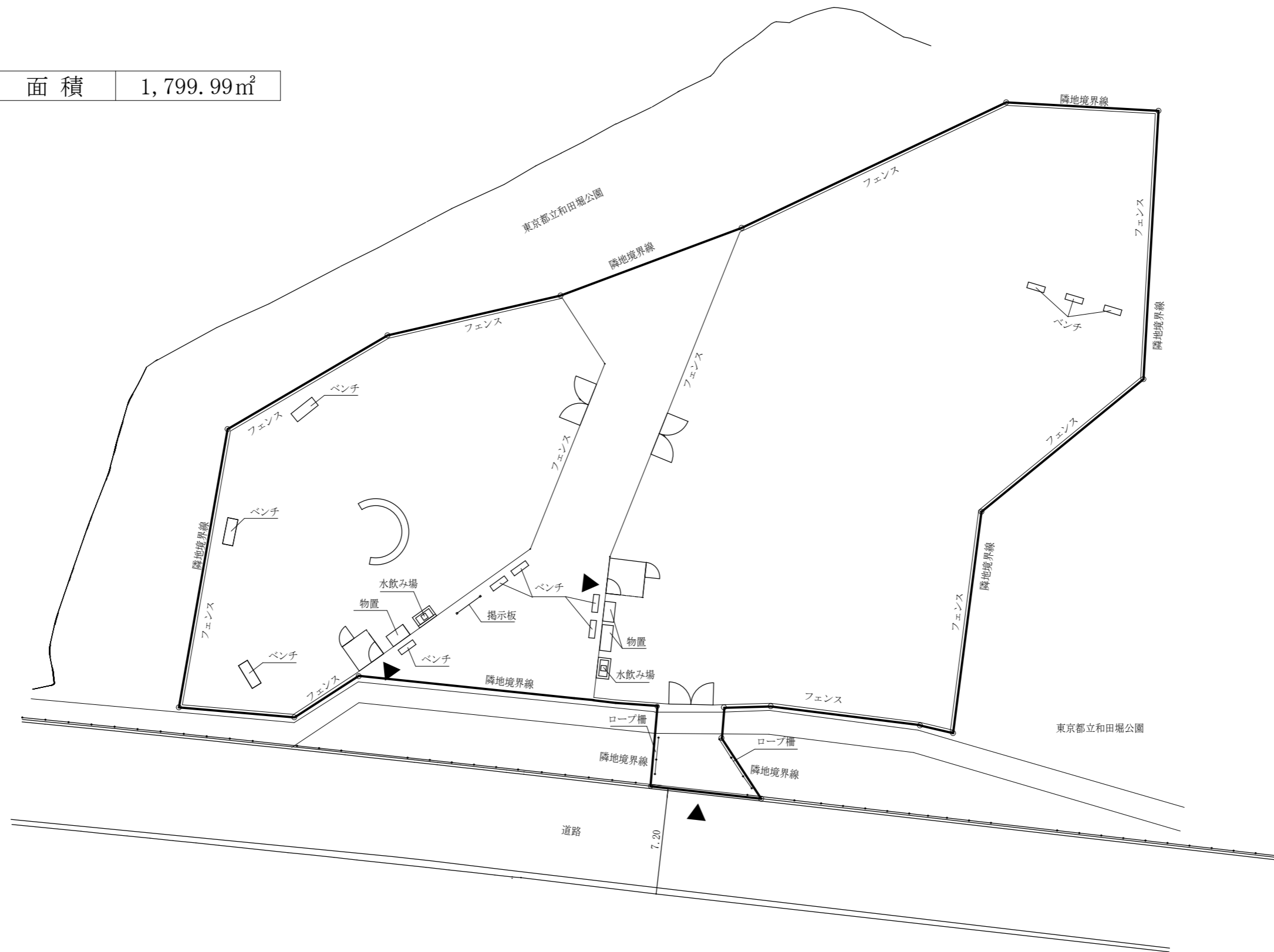




S = 1/300

# 杉並区立ドッグラン広場 配置図

|    |                        |
|----|------------------------|
| 面積 | 1,799.99m <sup>2</sup> |
|----|------------------------|



## 凡例

注1 ▲は、主要出入口を示す。

注2 寸法の単位は、mとする。